

安全情報の提供の拡充について

Q1 安全情報の公表の対象となる事業は何か。

以下に掲げる事業を行う者が対象です。

- ・一般旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を含む。）
- ・特定旅客定期航路事業
- ・旅客不定期航路事業
- ・人の運送をする内航貨物定期航路事業
- ・人の運送をする内航不定期航路事業
- ・人の運送をする外航貨物定期事業
- ・人の運送をする外航不定期航路事業

Q2 過去5年間の事故件数には、軽微な事故等を計上する必要があるのか。

事故処理基準の「事故」に該当するものについては全て件数に含めていただく必要があります。なお、事故に至らない「インシデント」については、報告する件数から除くことといたします。

参考）安全管理規程（ひな形）事故処理基準（事故等の範囲）

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第2項の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

(1) 旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病（新型コロナウイルス感染症を除く）又はその他の人身事故（以下「人身事故」という。）

(2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故

(3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害

(4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害

2 この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

(1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態

(2) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等からの油漏れ

(3) 避難港へ入港するに至った事態

(4) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態

(5) 離着岸作業中の係船策の破断

(6) その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態

(7) 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

Q3 ホームページを持っていない場合はどうすればよいか。

ホームページの準備が難しい場合は、既存の SNS を活用することや、待合所等の適切な場所に掲示いただくことでも問題ありません。

Q4 安全情報の提供ということで、会社のHPに安全管理規程（他基準含む）を公表することになっておりますが、今回の安全管理規程のひな形の変更のみならず、見直しをしたいと思います。が、どのように進めたらよいか？

個別でご相談に応じますので、最寄りの運輸局・支局の運航労務監理官までご相談願います。

安全統括管理者・運航管理者資格者証制度の創設

Q1 安全統括管理者は必ず旅客船が運航中必ず現場にいる必要があるのか。連絡をとれる状況であれば問題ないのですか。

安全統括管理者は、常時連絡できる体制になければなりません、「常時連絡できる体制」については、営業所等への勤務を求めるものではなく携帯電話等で連絡がとれる体制のことを指します。よって、携帯電話等で安全統括管理者と常時連絡がとれるのであれば運航は可能です。

Q2 安全統括管理者・運行管理者資格者証の試験に合格したうえで、試験の区分に応じた実務経験とありますが、実務経験とはどのようなものですか？また、現在、小型船舶のみ所有しておりますが、こちらは総合安全統括管理者資格を取得することもできますでしょうか。

安全統括管理者について、総合及び大型は「人の運送をする船舶運航事業において**小型船舶以外の船舶**の安全に関する業務に一年以上従事したこと」、小型は「人の運送をする船舶運航事業において船舶の安全に関する業務に一年以上従事したこと」となります。

運航管理者については、総合及び大型は、「人の運送をする船舶運航事業の用に供する**小型船舶以外の船舶**に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと」又は「人の運送をする船舶運航事業の用に供する**小型船舶以外の船舶**の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと」、小型は「人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと」又は「人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと」となります。

なお、安全統括管理者、運航管理者ともに上記に加え、地方運輸局長が同等以上と認める実務の経験も含まれますが、詳細については検討しているところですので、検討結果は改めてお知らせいたします。

Q3 運航管理者等資格（試験）について、開催場所、開催頻度、問題の難易度について教えてほしい。

CBT方式で、少なくとも各都道府県に一か所以上の会場で、通年開催を予定しています。具体的な場所については調整中であるためお待ちください。なお、一部の離島での開催については、準会場での特別開催となり、令和7・8年度に年に1～3日程度の開催を予定しています。問題の難易度については、下記のHPに「安全統括管理者試験・運航管理者試験 問題例」を掲載しておりますので参考にしてください。なお、説明会においては問題例を公開予定とご案内しておりましたが、このたび公開されました。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html

※「旅客船の総合的な安全・安心対策」のページにて、最新の法改正事項等をお知らせしております。法改正にかかる各種資料やQ&Aについても公開しています。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000086.html